

別紙

岩手県立大船渡病院気送管設備保守点検業務仕様書

岩手県立大船渡病院（以下「病院」という。）の気送管設備の保守点検を委託するにあたり当該装置を常に安全かつ正常に保つため、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 保守点検する設備の種類及び数量

(1) ステーション	4台
(2) パワーユニット	1台
(3) ダイバーター（3方向）	3台
(4) 防火ダンパー	8台
(5) 中央制御装置	1式
(6) 3方切替弁	1台
(7) ブロワ及び防火ダンパー起動盤	1式
(8) 気送子（含搬送テスト）	1式
(9) 通信制御装置及びインバータ盤	1式

2 保守点検回数

年4回とする。（4月、7月、10月、1月）

3 保守点検の方法等

- (1) 点検、調整、整備は、病院の保守担当係員(以下「係員」という。)の了解又は立会いのうで完全に実施し、調整終了後すみやかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載押印のうえ書類を提出し、係員の確認、職氏名の記載及び押印を得なければならない。
- (2) 故障及び異常の場合は病院の要請に従い、ただちに技術員を派遣し修理しなければならない。
- (3) 機械を常に適正な機能発揮の状態に保持させるため、必要と判断した場合は部品の取替え又は修理を行い、故障予防の手段を講じるものとする。

4 費用の負担

軽微な故障修理及び消耗部品の取替は受託者の負担とするが、それ以外の故障修理に必要な部品代は病院の負担とする。

また、明らかに病院の責任に起因する故障、破損については、病院の負担とする。

5 その他の事項

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載ない事項については、病院長と受託者が協議するものとする。

